

指名停止措置の概要

1	<b>指名停止措置業者名及び住所</b>	
	指名停止措置業者名	株式会社ウィット 代表取締役 川端 康寛
	住 所	大阪府高槻市城北町一丁目14-17-501
	登録番号	6 5 3 1
	<b>指名停止措置期間</b>	
令和6年4月10日～令和6年5月9日（1ヵ月）		
<b>指名停止措置の適用範囲</b>		
茨城県が発注する物品・役務調達契約		
<b>事実概要</b>		
茨城県営業戦略部営業企画課が執行した令和6年度茨城県ホームページバナー広告取扱業務契約の一般競争入札において、落札したにもかかわらず、入札書に記載した金額を誤ったことを理由に契約を辞退した。		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第9（不正又は不誠実な行為） 1 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問合せ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
------	--